

特定非営利活動法人 CCL リスク管理規則

規則第 10 号

2026 年 4 月 27 日制定

(目的)

第 1 条 この規則は、本法人におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、リスクの発生防止及び損失の最小化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規則は、本法人の全ての役員、正会員、賛助会員、ボランティア等、本法人の業務に従事するすべての者に適用する

(定義)

第 3 条 この規則において「リスク」とは、本法人に物理的、経済的、又は信用上の不利益を生じさせるすべての可能性をいい、自然災害、事故、不祥事、情報漏洩等を含む。

(役員 の 責 務)

第 4 条 役員は、業務の遂行に当たって法令及び規程を遵守し、リスクの発生を未然に防ぐよう努めなければならない。

(リスク管理体制)

第 5 条 本法人のリスク管理責任者は理事長とする。

2 重大なリスクが発生し、又は発生する恐れがある場合、理事長は直ちに他の理事及び監事に報告し、理事会を招集して対策を協議しなければならない。

(緊急時の対応)

第 6 条 自然災害等の緊急事態が発生したときは、理事長を本部長とする対策体制を整え、役員 の 安否確認、資産の保全、及び事業継続のための措置を迅速に講ずるものとする。

(報道等への対応)

第 7 条 リスク発生時における外部及び報道機関への情報発信は、情報の混乱を防ぐため、原則として理事長又は理事長が指名した理事が一元的に行うものとする。

附 則

この規則は、2026年4月1日から施行する。